

浄化槽は

きちんと使って

きれいな水に

5～10月は浄化槽月間です

浄化槽の適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによりきれいにし、川や海に放流しています。そのため、適正な維持管理が行われていないと、悪臭の発生や環境汚染の原因となります。浄化槽の正常な機能を維持し、きれいな水環境を守るために、浄化槽管理者は、保守点検（メンテナンス）、清掃、法定検査を行うよう法律で義務付けられています。

① 保守点検

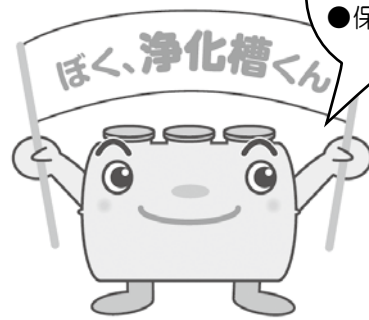
浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充を行います。

② 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄を行います。

3つの約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査



③ 法定検査

浄化槽の使用開始から3～8カ月の間に1回、その後は1年に1回、広島県が指定した検査機関による法定検査を受けなければなりません。

法定検査では、外観検査、水質検査、書類検査を行い、機能が正常に維持されているかを確認します。浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためにも、必ず法定検査を受けましょう。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあつた場合は、速やかに下水道課または各支所地域振興室・産業建設室に届け出てください。

問い合わせ 下水道課管理係

☎ 0824・73・1175

肺炎球菌予防接種の申請を受け付けています

保健医療課医療予防係
☎ 0824・73・1155

令和元年度に肺炎球菌の予防接種の助成を受けられる方は、下記の対象年齢に該当し、3月31日までにワクチンを接種する方です。

この期間を過ぎても予防接種を受けることはできませんが、接種料金は全額自己負担（おおむね8千円）となります。

《対象者》

▼令和元年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方（右下の表に当てはまる方）

▼60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓などの機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

※誕生日を迎える前でも接種ができます。

※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は対象外です。

《申請方法》

▼65歳になる方 7月に接種券および予診票を送付しています。ただし、非課税世帯または生活保護世帯の方は減免申請により減免後の接種券を交付します。

持参するもの

本人確認書類（※）・印鑑・事前に送付している接種券

対象年齢	生年月日
65歳	昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日
70歳	昭和24(1949)年4月2日～昭和25(1950)年4月1日
75歳	昭和19(1944)年4月2日～昭和20(1945)年4月1日
80歳	昭和14(1939)年4月2日～昭和15(1940)年4月1日
85歳	昭和9(1934)年4月2日～昭和10(1935)年4月1日
90歳	昭和4(1929)年4月2日～昭和5(1930)年4月1日
95歳	大正13(1924)年4月2日～大正14(1925)年4月1日
100歳以上	大正9(1920)年4月1日以前

▼65歳以外の対象年齢の方 必ず事前に申請が必要です。

持参するもの

本人確認書類（※）・印鑑

（※）健康保険証などを持参してください。生活保護世帯の方は、被保護者証明書を持参してください。

《申請窓口》

保健医療課または各支所地域振興室・市民生活室（西城支所はしあわせ館）で受け付けます。

《接種料金》

- ▼一般 3千円
- ▼市民税非課税世帯 1500円
- ▼生活保護世帯 0円